

墨田区介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業実施要綱

平成20年6月30日

20墨福介第242号

(目的)

第1条 この要綱は、介護軽度者(要支援1又は2)に対し必要に応じて、生活の援助を行う者(以下「援助員」という。)を派遣し訪問介護を行うことにより、介護軽度者の生活を支援することを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 援助員の派遣対象者は、墨田区内に居住する65歳以上の要支援の認定者であり、在宅生活を営む上で、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)による要支援1の認定者にあつては介護予防訪問介護費()を、要支援2の認定者にあつては予防訪問介護費()を利用し、当該利用限度を超えている場合又は要支援の認定者であつて、在宅生活を営む上で、法第43条第1項の規定による居宅介護サービス費等に係る1か月の区分支給限度額を超えている場合で、かつ身体介護又は生活援助を必要とするものとする。

(サービスの内容)

第3条 援助員が行うサービスは、次に掲げるものとする。

身体介護

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 調理、洗濯、掃除等の家事の見守り介助
- (3) 生活等に関する相談、助言等
- (4) 通院介助
- (5) 更衣介助
- (6) その他必要な日常生活の支援

生活援助

- (1) 調理及び後片付け
- (2) 住居等の清掃及び整頓
- (3) 衣類の洗濯及び補修
- (4) 生活必需品の買物
- (5) その他必要な家事

(派遣の申請及び決定等)

第4条 援助員の派遣を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ホームヘルプサービス事業援助員派遣申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付を受けている者については、福祉事務所を經由して提出するものとする。

2 区長は、申請書を受理したときは、当該地域包括支援センター介護支援専門員の所見及び内容を審査するとともに、派遣対象者の身体的状況、世帯の状況等を調査し、速やかにその要否を決定し、派遣が必要であると認めるときは援助員の派遣回数、派遣時間及びサービス内容を記載したホームヘルプサービス事業援助員派遣決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)を交付し、派遣の必要がないと認めるときはホームヘルプサービス事業援助員派遣不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 区長は、援助員の派遣決定について、年度ごとに派遣の要否を行うものとする。
(費用負担)

第5条 派遣対象者又はその者の属する世帯の生計中心者(以下「利用者」という。)は、別表の基準により援助員の派遣に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 区は、費用負担の率を記載した決定通知書により、利用者に負担率を通知するものとする。

3 利用者は、サービス提供終了後、前項の規定による負担率を、原則として毎月末日に当該サービスを提供した業者に直接支払うものとする。

(派遣内容の変更及び廃止の届出)

第6条 申請者又は利用者は、申請書に記載した事項に変更があったときは、ホームヘルプサービス事業援助員派遣変更届(第4号様式)により区長に届け出るものとする。

2 申請者又は利用者は、援助員の派遣を廃止するときは、ホームヘルプサービス事業援助員派遣廃止届(第5号様式)により区長に届け出るものとする。

(派遣内容の変更及び廃止の通知)

第7条 区長は、前条第1項の規定による届出があったとき(当該届出に係る変更により派遣対象者が要件を欠くこととなったときを除く。)は、ホームヘルプサービス事業援助員派遣変更通知書(第6号様式)により利用者に通知するものとする。

2 区長は、前条第1項に規定する届出により派遣対象者が要件を欠くこととなったとき、又は前条第2項の規定による届出があったときは、ホームヘルプサービス事業援助員派遣廃止通知書(第7号様式)により利用者に通知するものとする。

(事業の委託等)

第8条 区長は、派遣対象者、サービス内容及び別表に掲げる費用負担率の決定を除き、適切な事業運営を確保することができると認められる墨田区社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、住民参加型非営利組織等に事業の実施を委託することができるものとする。

2 区長は、前項の場合において、事業の適正な実施を図るため、受託者が行う事業の内容を定期的

に調査し、必要な措置を講ずることができる。

(関係機関との連携等)

第9条 区長は、事業の実施に当たり、常に関係機関との連携を密にするとともに、受託者との連絡・調整を十分行い、その円滑な運営が図られるよう努めなければならない。

(援助員の遵守事項)

第10条 援助員は、その業務を行うに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 派遣対象者及びその家庭に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (2) 定められた活動時間中は、その職務に専念すること。
- (3) 勤務中は、常に身分を証明する証票等を携帯すること。

(帳簿の整備等)

第11条 区長は、事業を行うため、必要な帳簿を整備するものとする。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の別表による利用者負担率は、適用日以後に行う援助員派遣について適用する。

別表

ホームヘルプサービス事業費用負担基準

階層区分	利用者の <u>所得状況</u>	利用者負担率
	生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の者	0%
	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第28条の2第1項に規定する負担割合証の利用者負担の割合が1割の者(階層区分 に該当する者を除く。)	10%
	省令第28条の2第1項に規定する負担割合証の利用者負担の割合が2割の者	20%

様式 省略

